

「クレイマー、クレイマー KRAMER VS KRAMER 1979年製作 105分」の見どころ

《上映前》

- アヴェリー・コマンの小説を原作としてロバート・ベントンが監督と脚本を担当。主演はダスティン・ホフマン。
- 原題は「原告クレイマー対被告クレイマー裁判」の意で同じ名前の人が争っている裁判、つまり離婚裁判のこと。当時アメリカ国内において社会問題となっていた離婚・養育権(正しくは「監護権」。戸籍制度のある日本の親権とは違う)を真正面から捉えた作品。
- 受賞:
第52回アカデミー賞 5部門受賞 - 作品賞/監督賞/脚色賞/主演男優賞(ダスティン・ホフマン「卒業」「大統領の陰謀」「レインマン」とこの作品で2度の主演男優賞)/助演女優賞(メリル・ストリープ「マディソン郡の橋」「ソフィーの選択」「マーガレット・サッチャー」で2度の主演女優賞)
- 受賞逸話:
*ビリー役のジャスティン・ヘンリーはわずか8歳で5歳の子を演じ、アカデミー助演男優賞にミネートされ、史上最年少記録を樹立した。現在では44歳を迎え、15年程前から俳優活動を再開。最近の出演作品「メタボ戦隊アホレンジャー」。
*この映画の製作中、ダスティン・ホフマンは離婚調停中、メリル・ストリープは婚約者を亡くし、傷心のさなか。離婚・別離は、決してスクリーンの中の話ではなく、現実。
- この作品は、珍しくも父子の愛情を描いた法廷劇。(ほかに「チャンプ」「父帰る」(ロシア映画)など)

ストーリー

舞台はニューヨーク・マンハッタン。仕事熱心の会社員テッド・クレイマーは、結婚8年目だが、家事と育児を妻のジョアナ・クレイマーに全て押しつけていた。ジョアナは何か自分が打ち込める仕事をしたいと夫に相談を持ちかけるが、それに対してテッドは、夫が順調にキャリアを重ねて収入が増え、家族の生活にまったく不自由がないのに、何が不満かと言って取り合わない。

やがて、ジョアナはテッドに別れを告げてきた。始めは冗談だと思っていたテッドだったが、翌日会社から自宅に電話をかけても誰も出ないことから初めてこの重大さに気づく。テッドの生活はその日から一変した。

テッドは 5歳の息子ビリーと戸惑いながらも父子二人きりの生活を始める。息子の分まで朝食を作り、学校まで送った後、自らは急いでタクシーで会社へ向かう。順調に進んでいた会社の仕事も家まで持ち帰る羽目になり、構ってもらえない寂しさから、ビリーはその仕事を邪魔するかのよう振る舞う。そんな二人はまるで噛み合わず、とても父子とは思えないような有様であったが、次第に協力して一緒に生活することを自覚するようになり、時間と共に二人の絆は深まっていった。

ジョアナが出奔してから 1年半の間に、家事と育児に精を出すテッド。ビリーとの関係も以前よりも親密になった。そんなある日、すこし目を離した隙に ビリーがジャングルジムから転落し大ケガを負ってしまう。そのうえ息子に気を取られ仕事に身が入らない テッドは、会社から解雇されてしまう。さらに、1年以上連絡のなかったジョアナが、カルフォル

ニアへの出奔中に成立させた離婚で息子の養育権はテッドに渡すと認めたにもかかわらず、離婚時の取り決めをほごにすべく、母性を盾に養育権の奪還を裁判所に申し立てた。弁護士に相談するも、失業中のテッドが養育権を勝ち取る見込みはほとんどない。テッドは慌てて就職活動をし、裁判前によく仕事にありつけたが、以前の勤務先よりはるかに給与は少なく、手に職を得たジョアナの方が収入は多かった。また、それまで仕事ばかりで家庭を顧みなかったというジョアナの主張に反論できず、テッドは裁判で苦戦を強いられた。

不毛な裁判「クレイマー対クレイマー離婚事件」で、結局テッドは「子の最良の利益(best interest of the child)」の原則により敗訴する。ビリーの養育権はジョアナの手に渡ることとなり、ビリーの存在が生きがいであったテッドは悲嘆に暮れる。

やがて、養育権者への引渡しの時が来た。ビリーをジョアナに引き渡す日の朝、テッドは最初の頃こそうまく作れなかったフレンチ・トーストを難なく作り上げ、ビリーと二人で最後の朝食をとった。ジョアナが来るのを待つ二人であったが、ジョアナからの電話でテッドが階下に降りると彼女は思いつめたかのようにつぶやく。「ビリーのためを思えば連れていくのはよくない。彼の家はここよ。上に行ってビリーと話してもいい?」。二人は、法廷での虚虚実実の応酬を忘れ、父子のアパートの1階で感極まって抱擁する。エレベーターに乗り込むジョアナをテッドは見守るのであった。

《上映後》

名シーン

*全体的に大げさな演出やわざとらしさがなく、淡々と父子の日常を描いていて、自然と感動できる作品。淡々と紡がれるエピソード。そのどれもに、親と子の成長と確かな愛情がある

①フレンチ・トースト： 妻に去られたテッドが、息子のために初めて作ってあげ

た時は、自分自身で制御できないほど混乱しているにもかかわらず、子どもには余裕を見せようとして「楽しいだろ?」と連呼しながらフレンチ・トーストを作るものの、小麦粉に落とした卵の中に殻は混じるは、トーストは焦がすはで散々の出来。結局は失敗して怒り、子どもに乱暴な姿を見せてしまう。

1年半後、元妻に息子を引き渡す最後の朝は、慣れた手つきで、息子と分担作業でおいしそうに作り上げる。フライパンを持つ時はちゃんと鍋つかみ使うし、卵と牛乳かき混ぜるのもコップじゃなくてボールだし、ビリーのかき混ぜ方も上手になっていた。

このショットで、父子の絆がどれだけ深まったかと、二人で築いてきた日常生活に終わりを迎える切なさを無言のうちに語りかけて秀逸。

②後半、養育権争いに勝つため、なりふり構わない求職活動の一途さの演技も秀逸。

③息子にお母さんが出て行った理由を説明するシーン（ジャスティン・ヘンリーの天才子役ぶり）

④メリル・ストリープがダスティン・ホフマンをレストランに呼び出し、息子を引き取りたいと話すシーン（この時の彼の怒りは、役になりきったダスティンのアドリブ!）

⑤裁判中メリル・ストリープが弁護士に責められ、ダスティンの方を見るシーン（心では夫を愛している。）

⑥友人の隣人の女性との公園での会話シーン

⑦裁判シーン： ホフマンの不注意でビリーがケガをした経緯について、裁判で責められるシーンがあるが、事故は起こるときはどんなに注意をしても、また母親のもとでも起こる。問題はその後どうするか。抱えて車道も突き抜けて必死の思いで走りに走ったホフマンの姿が心を打つ。私の幼い頃、ひきつけを起こした弟を抱え、母が「雪の中を、裸足で半キロ先の医院まで走ったことを思い出した。

離婚について

●アメリカに端を発し、今や日本でもますます増えてきた「離婚」の背景には、女性の社会的地位の向上の要素が大きい。夫がいなくても、自分の経済力で子どもを育てられる女性が増えてきたのだ。

*呼び方も変化：「共稼ぎ」⇒「共働き」。「家内」「奥さん」⇒「連れ合い」「パートナー」。

*女性の仕事の意義の変遷：家計のために（多くの場合、子どものために）→ 女性が独り立ちできるために（多くの場合、夫にもしものことがあった時のために）収入の道を確保しておく → 女性の自己実現のために社会参加をする。（クレイマー夫人がそう。）

*それに伴い、従来の、「夫は外で働き、妻は家で子どもを養育する」という家庭の構図はかなり揺らいできている。その中で、逆に、それまでは表現する機会を持たなかった父親の愛情が、現実に描かれるようになったのが新鮮。これには、次の時代背景がある。

●1960年代からウーマン・リブ(今では「フェミニズム」)の運動が盛んになったのは、同時代のマイノリティーたちの権利拡大の流れのひとつに位置づけられる。黒人・同性愛者・女性・少数民族・新興宗教・平和主義等々の少数派だった人々の主張は、'70年代になってから一挙に開花することになる。この映画はそういうアンチ'70年代の映画(ウーマンリブやフェミニズムへの反撃)。

●離婚裁判：養育権を巡って裁判に持ち込めば、もうほとんど男性に勝ち目はなかった。これは日本もアメリカも、そして当時も今も、本質的に同じ。

① 当時まで、子どもにとって、両親の離婚イコール片親を失うことだった。その場合、母性優位が絶対的だった。

② 変革はカリフォルニアから始まり、1970年、無過失(No fault)離婚法成立(⇒性格の

不一致)。10年後の1980年、共同監護法(Joint custody)成立(現在では、全米50州が採択・実施)。父母の離婚後も、子が父母双方と関係を持ち続けることが子の健全な成長にとって必要であるとの考えに基づいて、子と父母との「頻繁かつ継続的な接触」を保証しようというもの。これにより、父親にも、母親と平等に、子どもに対する次の3権が認められるようになった。

1) Legal custody (法的共同監護権)：

2) Physical custody (身体的共同監護権)：

3) Visitation right (面接交渉権)：これは、上記1)、2)が事情でできない場合で、隔週末に離れている親の家に宿泊するシステム。これだと離れている親は、年に15%しか子どもと一緒に過ごせない。日本ではこの形になることが多いが、まだ立法化されていない。

ただし実態は、上記3)の例が約80%と圧倒的に多く、そのうち約70%(全体の56%)の子は母と生活し、父とは週末に泊まりがけまたは泊まりなしで会っており、その逆の父と生活し母と会う者(「クレイマー、クレイマー」)はわずかに6%。1)2)を実施しているのはわずかに20%で、離婚家庭の父親には、相変わらず厳しいのが実情だ。

③ 1981年、調停裁判所(地方裁判所の一つ)での調停が義務づけられた。子どもの監護について争いがあり、合意に達しないときは、Conciliation court (調停裁判所)のMediation counseling (調停カウンセリング)を受けなければならない。

聖書で読み解くエンディング

●家族をつくるというのは、大きな「犠牲」を個人に強いるもの。人間は自分の欲求を優先する本能を持っているから、相当の覚悟がなければ、家族をつくるということは苦痛以外の何物でもない。それでも、なお家族という価値観は多くの社会の普遍的な価値観の基礎であり続ける。なぜか？ それは、人間が、本質的に、神のかたちに、そして男と

女に創られ、「互いに愛し合うように」定められているからだ。

「人が独りであるのはよくない。」(創世記 2:17)

それを妨げているのは、上述した、“自己欲求の追求心”、すなわち「罪」なのだ。

* 本作には母親の描写がほとんどない。彼女は徹底して悪役として存在している。そうすることによって作品から母性を排し、父子の関係性の目撃に観客を集中させている。

彼女は、最初は、養育権を得るためならば、過去を全てさらけ出す。相手に対し悪いと思っはいるけれども、有利に立てる発言をする。その彼女も、裁判中だんだん夫に対する見方が変わっていく。夫の息子への愛が“本物”だと分かったのだ。(裁判の中で自分の弁護士に追い詰められる相手に見せた気遣い。)

* テッドは裁判で主張する。「僕は完璧な親ではないかもしれない。だけど、子に愛情を注ぐのに性別なんて関係ない。」(この映画の名セリフであり、テーマ)

* そして、敗訴が決定しビリーと別れなければならない時に、泣きじゃくるビリーにはほえみながら諭す。「絶対に大丈夫だから。」と。

* 夫も妻も裁判を通じて何が大事なのかを理解した。何より息子はお父さんもお母さんもどっちも大好き。その子の幸せを第一に考えるなら、どうすべきなのか、という基準に立って、互いのエゴをかなぐり捨てた時、最後の“奇跡”的なエンディングに導かれる。

●この離婚裁判では、「子の最良の利益(best interest of the child)」の原則の解釈が、カギとなった。原則は不変だが、解釈が明暗を分ける。

* それは愛と律法の対決であり、“この世の法廷”と“心の法廷”の葛藤だった。

* “この世の法廷”は、この解釈に立って、定石通りに、母親に養育権を認め、父親テッドも上訴を諦めて、その決定に従った。

* だが、母親ジョアナの“心の中の法廷”では、次の選択肢で激しい葛藤が起こっていた。

・母親としての息子への愛情を独り占めしたい欲求と、

・その子を 1 年半にわたり、全てを犠牲にして養い育ててくれた、父であり夫であるテッドへの感謝と愛、

・息子ビリーの心をこれ以上傷つけず、最も幸せに導いていく道はどれなのか。

* そして最後に“愛”が勝つ。この世の法廷は「子の最良の利益の原則」に立って、息子を母に返したが、その母親は、同じ原則に立って、我が子を父親のもとに返すのである。この世の法よりも、愛が勝ったのだ。いや、より聖書的に言うなら、この律法の真の精神が、愛によって全うされたのだ。

* (コロサイ 3:14)「そして、これらすべての上に、愛を着けなさい。愛は結びの帯として完全なものです。」

* (マタイ 7:12)「それで、何事でも、自分にしてもらいたいことは、ほかの人にもそのようにしなさい。これが律法であり預言者です。」(黄金律)

* 「愛とは、自分の欲求を通すことでも押し付けることでもない。それは相手の立場に立ち、相手が最も喜ぶことをすること。これは時代を超え、国を超えて、今も燦然と輝く聖書の真理である。

★いやあ、「聖書で読み解く映画」って、いいですね。ではまたお会いしましょう。ハレルヤ、ハレルヤ、ハレルヤ！